

介護サービス事業者（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算対象サービス種別に限る。横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が所管する事業者並びに地域密着型サービス事業者を除く。） 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長

令和 2 年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について（通知）

このことについて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下、加算という。）を算定しようとする場合には、次により届出を行うようお願いいたします。

提出書類の一本化に当たり令和 2 年度の計画書については、4 月サービス提供分から加算の算定をする場合に限り、下記提出期日までに提出することにより、加算の算定が認められますが、4 月 1 日以降に計画書を提出する場合であっても利用者及び居宅介護支援事業者に加算算定予定である旨の説明は 3 月中に行う必要がありますのでご注意ください。

5 月以降のサービス提供分から加算の算定を開始しようとする場合には、加算の算定を開始しようとする月の前月の 15 日まで（施設サービス及び特定施設入居者生活介護については、加算の算定開始月の 1 日まで）に届出書を提出してください。

また、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は一定の経過措置期間の後、廃止されることになっているため、より上位の区分の取得に取り組みされるようお願いいたします。

なお、令和元年度に当該加算を算定している事業所であって、令和 2 年度から加算の算定を行わない場合には、取下げの届出が必要です。

- 1 提出様式 ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」の次に掲げる場所に掲載しています。  
→ 書式ライブラリー  
→ 0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算  
→ 令和 2 年度介護職員改善加算・介護職員等特定処遇改善加算  
<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1034&topid=19>

2 提出方法 郵送

3 提出先 〒231-8588（所在地の記載は省略できます。）  
神奈川県高齢福祉課 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算届係

注：市町村が所管するサービス（地域密着型通所介護事業・日常生活支援総合事業等は所管する市町村あてに提出してください。

4 提出期日 令和 2 年 4 月 15 日（水）〈必着〉

5 留意事項

次に掲げる資料（介護情報サービスかながわに掲載）に記載されている内容に留意願います。  
○令和 2 年 3 月 5 日老発 0305 第 6 号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

問合せ先

高齢福祉課

電話 045-210-1111（代表）

福祉施設グループ 内線 4852～4855

保健・居住施設グループ 内線 4857～4859

在宅サービスグループ 内線 4841～4843

●郵送用あて名ラベルとして御利用ください。

231-8588  
横浜市中区日本大通1

神奈川県高齢福祉課  
介護職員処遇改善計画及び  
介護職員等特定処遇改善計画 係 行

※該当するサービス種類に○印を付けてください。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、  
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、  
介護老人福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、  
介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、  
介護予防短期入所生活介護、  
介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護

※封筒には、法人名、所在地を必ず明記してください。